

令和 8 年度
大網第一号幹線污水管渠更生工事

特 記 仕 様 書

大網白里市 下水道課

一 般 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書(令和 7 年 1 0 月改正)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第 2 条 公共事業労務費調査に対する協力について

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。
3. 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
4. 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合には、元受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が第 3 項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第 3 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第 4 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中は、公道の出入口等に誘導員を適正に配置させ、安全確保に努めなければならない。
3. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
4. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。

5. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置を行うこと。また、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
6. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第5条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 不法・違法無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
7. 以上のことは、下請業者にも十分指導すること。

第6条 建設機械の使用

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成12年12月25日）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

機 種	備 考
発動発電機（可搬式）	
移動式クレーン （平成6年10月1日以降に製造されたもの）	クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン

第7条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当り半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

第8条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第9条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第10条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、令和9年3月10日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第11条 工事支障物件

占用物件等の費用負担

本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者(企業)が処理するものとする。

第12条 建設副産物処理計画及び実態の確認

建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適正に行わなければならない。

建設副産物の処理に先立ち、建設副産物処分承認申請書(様式1)を提出し、監督員と協議しなければならない。

建設副産物の処分を行なった時は、建設副産物処分調書(様式2)及び実態に要した投棄料を証明する資料を監督員に提出しなければならない。なお、建設廃棄物については、「建設副産物処理におけるマニフェストシステム(積過目録制)」の実施に基づく建設廃棄物マニフェストA票、E票(複写式伝票)を監督員に提示し、確認を受けるとともに、E票の写しを提出すること。

「建設リサイクル推進計画2020」(国土交通省)及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

第13条 工事实績情報作成、登録

1. 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注時・途中変更時・竣工時・訂正時に工事实績情報として「登録内容確認書」を作成し監督職員に提出し、確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。
2. 変更時登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。
3. また受注者は、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、「登録内容確認書」の登録申請は次によるものとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限、契約締結後、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日・日曜日・祝日を除き10日以内に変更データを提出するものとする。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- (4) 登録データに訂正があった場合は、適宜提出するものとする。

第14条 建設工事に係る資材の再資源化等

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- (1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事の要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後にあきらかになったやむを得ない事情により、予定した条件等により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「建設リサイクルガイドライン」に定めた様式 1 {再生資源利用計画書(実施書)}及び様式 2 {再生資源利用促進計画書(実施書)}を使用するものとする。

2. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- (1) 法律第 12 条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、建設対象工事の届出に関する事項を記載した書面(説明書)を提出し説明を行うこととする。
- (2) 書面の提出は、契約に先立って行うものとする。
- (3) 書面の施工計画書に添付するものとする。

第 15 条 公共工事に伴う特定建設作業実施の届出

本工事の施行にあたり、受注者は騒音規制法及び振動規制法並びに大網白里市環境保全条例を遵守し、必要に応じ特定建設作業実施届を当該工事開始の 7 日前までに提出するものとする。

第 2 章 材 料

第 1 節 適 用

第 1 条 海外建設資材

JIS 規格が定まっている建設資材のうち、海外において JIS 認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、(財)土木研究センターまたは(財)建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS 認定製品として生産・納入されていない建設資材については必ずしも海外建設資材品質審査証明書を必要としないものとする。

第 2 節 材料の品質及び検査確認等

第 1 条 材料の確認

材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第 2 条 JIS 製品記号

設計図書中の JIS 製品記号は、JIS の国際単位系(SI)移行(以下、「新 JIS」という。)に伴い、すべて新 JIS の製品記号としているが、旧 JIS に対応した材料を使用する場合は、旧 JIS 製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

第3章 構造物撤去工

第1節 撤去工

第1条 一般事項

アスファルトコンクリート塊の搬出については下記のとおりとする。

1. 受け入れ場所

千葉県千葉市若葉区野呂町1662-1 (株) 共同土木
(運搬距離14.0km)

2. 受け入れ時間

8時00分～17時00分

3. 受け入れ費用

AS廃材3,300円/t	鉄筋CO廃材5,050円/t
無筋CO廃材3,430円/t	有筋2次CO廃材6,430円/t
無筋2次CO廃材5,570円/t	

4. 受け入れ条件

最大寸法50cm角以下

5. 搬出に先立ち、受け入れ条件について処理場に確認しなければならない。

6. 搬出に際しては、搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

7. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、前項により難しい場合には監督職員と協議するものとする。

第4章 一般施工

特記仕様書(自立管)

第1節 一般事項

第1条 適用

1. 本仕様書は、下水道管きよの更生工事に対して、下水道本管を自立管により更生させる工事に適用するものである。
2. 本仕様書に特に定めのない事項については、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」(平成29年7月、(社)日本下水道協会)に参考として記載されている特記仕様書に基づくこともある。

第2条 適用工法

1. 本仕様書の適用工法は、自立管の更生工法である。
2. 受注者は、工法を採用するに当たっては公的審査証明機関等の審査証明を得た工法であり、成型方法にかかわらず、現場の施工条件に適合する工法でなければならない。

第2節 施工の条件

第1条 工事概要

受注者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認しなければならない。

- ① 工事名称
- ② 工事箇所
- ③ 路線番号
- ④ 施工延長(管きよ延長)
- ⑤ 既設管種
- ⑥ 既設管内径
- ⑦ 既設管勾配
- ⑧ 既設管施工年度
- ⑨ 工法分類
- ⑩ 更生後の断面

第2条 施工現場の条件

受注者は、工事の着手に当たって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認しなければならない。

- ① 道路状況
- ② 道路使用許可条件
- ③ 周辺環境
- ④ 進入路状況
- ⑤ 気象・気温
- ⑥ 仮排水
- ⑦ 施工時間規制

- ⑧ 排水条件
- ⑨ 流下下水量・水位
- ⑩ 地下水位

第3条 既設管きょ調査・前処理

1. 受注者は、下水道管きょの更生工事に先立ち既設管きょ内を高圧洗浄(穿孔機洗浄を含む)するとともに、既設管きょ内を目視及び、TV カメラ等によって調査しなければならない。調査項目は管種、管きょ口径、路線延長、管きょ内損傷等状況とし、管きょ内状況から、取付管突出処理、浸入水処理、侵入根処理及びモルタル除去等の必要性を判定した結果をまとめた報告書を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、既設管きょ調査の結果、前処理工の必要がある場合には監督員と協議し、管きょ更生工事に支障のないように切断、除去等により処理しなければならない。

第3節 更生管の仕様

第1条 更生管厚

受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管厚の計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督員に提出しなければならない。

1. 更生管きょの評価
既設管きょの耐荷能力を見込まないこととする。
2. 荷重
鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。
3. 更生管厚の算定式
「下水道用硬質塩化ビニル管(JSWAS K-1)」に準ずるものとする。
4. 耐震設計
L1およびL2地震動に対し、耐震設計を行い更生管厚を決定することとする。

第2条 更生管の要求性能

更生管きょに求められる要求性能は下水道管きょが有すべき基本的機能と同等であり、品質確保においては、物性値の要求性能として耐荷性能（表面部材の扁平強度、曲げ強度）、耐薬品性、耐摩耗性、水密性、水理性および耐震性能（変異追従性）について公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

第4節 施工計画

第1条 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きょ更生工事の施工に当たって、工事着手前に調査を行い、次の事項を明記した施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

- ① 工事概要
- ② 職務分担及び緊急時の連絡体制
- ③ 工事記録写真撮影計画

- ④ 実施工程表
- ⑤ 施工工法
- ⑥ 主要機械
- ⑦ 主要資材
- ⑧ 材料設計及び水理性能評価
- ⑨ 材料品質証明の内容
- ⑩ 前処理計画 (※)
- ⑪ 施工管理 (※)
- ⑫ 品質管理 (※)
- ⑬ 環境対策
- ⑭ 安全・衛生管理
- ⑮ 材料の製造から使用までの保管期間と保管方法
- ⑯ 材料の運搬方法
- ⑰ 工事記録等の管理
- ⑱ その他、監督員の指示事項等

※採用工法により施工方法等が異なっており、また殆どの工法が現場で完成品（更生管）を構築する。したがって、施工にあたっては工法毎に定められた施工手順、管理手順、管理項目、管理値がある。また、必要となる前処理の程度も異なることから、施工計画書には、これらの必要事項と施工前、施工時及びしゅん工時の品質管理として必要な試験項目、内容、実施予定日や管理基準等の品質管理計画を必ず記載する。

また、現場条件によっては、通常の方法が採れない場合もあり、施工計画書は個別の現場条件に適正な記載内容とする。

第2条 職務分担および緊急時の連絡体制

1. 受注者は、建設業法に定める主任技術者の要件を満たす者を配置しなければならない。
2. 受注者は、次のいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。
 - ① (一社) 日本管路更生工法品質確保協会が認定する下水道管路更生管理技士の資格を有する者。
 - ② (一社) 日本管更生技術協会が認定する下水道管きょ更生施工管理技士の資格を有する者。
 - ③ (公社) 日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）の資格を有する者。
3. 前項に規定する資格を有する者は、第1項の主任技術者と兼務することができる。
4. 受注者は、工事の着手に際して職務分担表を作成し、監督員に提出しなければならない。
5. 受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者(主任技術者又は監理技術者との兼務可能)を、当該作業中は現場に常駐させなければならない。

い。なお、専門技術者の技能講習修了証等の写しは施工計画書に添付しなければならない。

6. 受注者は、本社責任者、現場代理人、主任技術者(監理技術者)の氏名、緊急時の連絡先(昼、夜)を明示した緊急時連絡体制表を作成し監督員に提出しなければならない。

第3条 実施工程表の作成

受注者は、工程計画の作成に当たって設計図書をはじめ「工事概要」、「施工現場の条件」、「既設管調査・前処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、1サイクルで施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督員に提出しなければならない。

第4条 施工工法

受注者は、管きょ更生工事で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示するとともに施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

第5条 その他の留意事項

1. 受注者は、準備工、片付け工および地先排水の水替えなどについても、工事着手前に現場の機器設置スペースおよびマンホール、柵の位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事着手前に監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

第5節 施工管理

第1条 施工管理

1. 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパンごとに次の事項について適宜、監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。
 - ① 工程
 - ② 安全・衛生
 - ③ 施工環境
2. 受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するとともに、施工計画書の変更を届出なければならない。

第2条 工程管理

受注者は、毎月末、所定の様式に定める「工事出来高報告書等」により、工事進捗状況を監督員に提出しなければならない。

第3条 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、ならびに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

1. 下水管きょ更生工法における安全管理

- ① 有資格者の適正配置

- ② 下水道管内作業に適した保護具の着用
 - ③ 施工前の安全対策(情報収集)
 - ④ 施工時の安全対策
 - ⑤ 周辺環境への対策
 - ⑥ 災害防止についての対策
2. 酸素欠乏および有毒ガスなどの安全処置
3. 供用中の施工における排水対策
4. 安全に関する研修、訓練第4条施工環境管理
- 受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。
- ① 工事広報
 - ② 粉じん(塵)対策
 - ③ 臭気対策
 - ④ 騒音・振動対策
 - ⑤ 防爆対策
 - ⑥ 温水・排水熱対策
 - ⑦ 宅内逆流噴出等対策

第6節 品質管理

第1条 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」および「しゅん工時の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告しなければならない。

第2条 施工前の品質管理

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認し、且つ適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出しなければならない。

第3条 施工時の品質管理

受注者は、次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理・記録しなければならない。

- ① かん合状況の確認
- ② 充てん材性状確認
- ③ 充てん材注入圧力
- ④ 充てん材注入量管理
- ⑤ 完全充てんの確認

第4条 しゅん工時の品質管理

受注者は、管きょ更生時の材料で形成した供試体を使用して、公的試験機関や ISO/IEC17025 認定試験所において試験を行わなければならない。ただし、下水道協会のⅡ類資器材として登録されている工法については、認定工場制度にお

ける認定工場からの検査証明書を別途提出することにより省略できる試験項目があるので、省略する場合等は、監督員と協議すること。

試験結果については、以下の点を確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

- ① 設計曲げ強さ(短期)の試験結果が申告値を上回ること。
- ② 曲げ弾性率(短期)の試験結果が申告値を上回ること。
- ③ 耐薬品性が規格値を満足していること。

第7節 出来形管理

第1条 寸法管理

受注者は、更生管きよの出来形を把握するため、更生管きよ内径（高さ・幅）、延長を計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

第2条 更生管きよ仕上がり内径の管理

受注者は、更生工事完了後の仕上がり内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。

1. 仕上り内径の測定は、1 スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。
2. 測定箇所は、上下左右の充てん材を含めた更生材厚さが異なることから、更生管きよの内側中央高さの2箇所の仕上がり内径を測定すること。
3. 検査基準については、平均内径が設計更生管径を下回らないこととする。

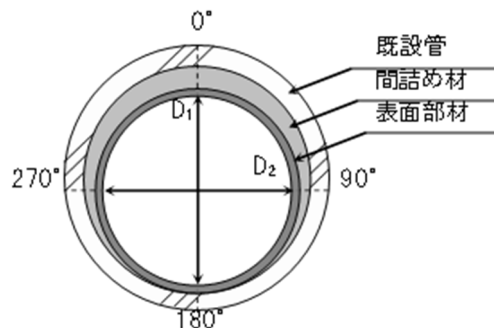


図-1 測定位置

第3条 内面仕上り状況

1. 受注者は、更生工完了時において更生管内を洗浄し、取付管穿孔片を除去した後、全スパンについてTVカメラにより外観検査を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。

なお、取付管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。

2. 受注者は、更生工事しゅん工時において、更生管の設計強度、耐久性、水理性能等を損なわないようなシワ、たるみ、剥離、漏水及び異常変色等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上り部においては、浸入水、仕上り材の剥離、ひび割れなどの異常がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

4. 受注者は、取付管口の穿孔仕上げ状態として既存の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、浸入水の原因となる状況を発生させていないことを確認しなければならない。

第4条 工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」写真撮影要領に基づき、工事記録写真等検査結果及びデータを報告書に添付して、監督員に提出しなければならない。

第8節 提出図書

第1条 提出図書

受注者は、工事しゅん工時に以下に示す図書を監督員に提出しなければならない。

- ① 竣工図
- ② 本管用調査記録表
- ③ 事前調査集計表
- ④ 成果表
- ⑤ 材料表(納品伝票)
- ⑥ 施工管理報告書
- ⑦ 出来形管理記録表
- ⑧ 品質性能試験報告書
- ⑨ 酸素欠乏等の濃度測定記録表
- ⑩ 工事記録写真およびTVカメラ調査結果(DVD等)

第5章 監視機器・測定機器

第1節 監視機器・測定機器

第1条 趣 旨

1. 本工事(業務)を履行するに当たり使用する監視機器・測定機器の取扱いについては、本仕様書(本章)の定めるところによる。

第2条 定義

1. 本仕様書(本章)において「監視機器」とは、本工事(業務)に係る成果品を適正な状態で納入するために、成果品が完成するまでの各過程を監視することを目的に設置する機器をいう。
(例:ビデオカメラ、録音装置等)
2. 本仕様書(本章)において「測定機器」とは、本工事(業務)を履行するに当たり必要な各種測定を行うために用いる機器をいう。
(例:各種測量機器、騒音測定器等)

第3条 監視機器・測定機器の管理

1. 受注者は、自らが保有する監視機器・測定機器を適正に管理しなければならない。

第4条 測定機器の管理の特例

1. 前条に規定するもののほか、受注者は、測定値の正当性を確保する必要がある場合は、次の各号に掲げる方法により測定機器を管理しなければならない。
 - (1) 測定機器は、定期的又は使用前に、国際又は国家計量標準に照らして校正又は検証すること。校正又は検証の結果は記録として維持しておくこと。
なお、国際又は国家計量標準が存在しない場合は、校正又は検証に用いた基準を記録しておくこと。
 - (2) 測定機器を調整しておくこと。また、必要に応じて再調整すること。
 - (3) 未校正の測定機器を使用することのないよう、校正を終えた測定機器は識別しておくこと。
 - (4) 測定結果を無効にするような操作ができないようにすること。
 - (5) 測定機器が損傷したり劣化したりしないように、適正に保管すること。
2. 測定値に誤りが発見された場合は、直ちに是正処置を行うとともに、それまでの測定結果の有効性の再評価を行わなければならない。

第5条 届出

1. 受注者は、本契約に基づき監視機器・測定機器を使用する場合は、契約期間内に、監視機器・測定機器報告書(別記様式)にその内訳を記載し、発注者に届け出なければならない。

第6条 準用

1. 第2条及び第3条の規定は、本工事(業務)の下請負契約を締結した場合の下請負人について準用する。この場合において、受注者は、下請負人が同条の規定を遵守するよう監督しなければならない。

第6章 その他

第1節 その他

第1条 苦情等の対応

工事沿道住民より苦情または意見等があった場合は、丁寧に対応し、直ちに監督員に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。

第2条 創意工夫

工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

第3条 災害対応

地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとし、地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第4条 その他

その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し指示を受けること。

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 大網第一号幹線污水管渠更生工事
 工事箇所 大網白里市大竹地内

発注者名：大網白里市 下水道課

明示項目	明 示 事 項
工程関係	・作業時間は 9:00～17:00 の 8 時間とする。 ・工期は、雨天・休日等を見込み、令和 9 年 3 月 10 日までとする。 なお、休日等には日曜日・祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。
用地関係	・資材置き場等で民地を使用する場合は、契約後速やかに関係地権者と交渉を行い確保すること。確保した置き場については原型復旧を原則とし、地権者立会の下で返還を行うなど、苦情または紛争が生じないようにすること。
公害対策関係	・騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について施工計画及び工事の実施の各段階において、十分検討し、周辺地域の環境保全に努めること。 ・本工事で使用する建設機械については、低騒音、低振動、排ガス対策型建設機械を使用するものとする。 ・工事に起因する汚れ、破損等については清掃・復旧すること。
安全対策関係	・施工中は適所に交通整理員を配置し、事故防止及び安全を確保すること。 ・マンホール内作業においては、厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素濃度・硫化水素濃度の測定を行い、換気等事故防止に必要な措置を講じること。 ・高さが 2m 以上の高所において、作業床（足場の作業台など）が設置できない場合には、墜落制止用器具（フルハーネス型）を着用すること。
仮設工関係	・作業期間中は排水ポンプ場との調整を行い、通水を止めることとしているため、やむを得ない事態が生じる場合は事前に監督員と協議を行うこと。
建設副産物関係	・特記仕様書参照。
工事支障物件等	・工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認するとともに、その管理者と現地立ち合いのうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保全対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。
その他	・その他疑義が生じた場合には監督員と協議のこと。

様式－1

建設副産物処理承認申請書

令和 年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

請負業者名
現場代理人名

住所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m3)	路盤廃材(m3)	アスファルト・コンクリート塊(トン)	コンクリート塊(トン)	建設汚泥(トン)	
処理場所						
所在地 電話番号						
地目		—	—	—		
面積＊高さ	m ² ＊ m	—	—	—		
処理業の許可番号	—					
許可期限	—					
農地転用等 許可番号		—	—	—		
処理数量						
処理費用(円)						
運搬距離(km)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬許可番号	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	

- (注)
1. 処理される建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
 2. 工事現場と処理地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
 3. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 4. 処理費とは、運搬費を含まない単位あたり処理費とする。
 5. この申請書は1部提出すること。

様式－2

建設副産物処理調書

令和 年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

請負業者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m3)		路盤廃材(m3)		アスファルト・コンクリート塊(トン)		コンクリート塊(トン)		建設汚泥(トン)			
処理場所												
運搬距離	km		km		km		km		km		km	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

(注) 1. 処理された建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
2. この調書は1部提出すること。

様式1 再生資源利用計画書(実施書) ー建設資材搬入工事用ー

1.工事概要

発注機関名

発注機関コード*1

発注担当者チェック欄

発注担当者

TEL

（ ）

請負会社名

建設業許可 または 解体工事事業登録

大臣 知事

号

請負会社コード*2

記入年月日

R. 年 月 日

工事責任者

調査票記入者

会社所在地

TEL FAX

（ ）

（ ）

表面

工事名

工事種別コード*3

請負金額

千 百 十 万 円 未満四捨五入

0,000 円 (税込み)

左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

千 百 十 万 円 未満四捨五入

0,000 円 (税込み)

工事施工場所

都 道 市 区 府 県 町 村

住所コード*4

工 期

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

再資源化等が完了した年月日

令和 年 月 日

工 事 概 要 等

施工案件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)

建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい

建築面積

延床面積

階 数

地上 階

地下 階

構 造 (数字に○をつける)

1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄筋コンクリート造 3.鉄骨造 4.コンクリートブロック造 5.木造 6.その他

使 途 (数字に○をつける)

1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所 4.店舗、作業所 5.工場、倉庫 6.倉庫 7.学校 8.病院診療所 9.その他

2.建設資材利用実施

注:コード*5～9は下記欄外のコード表より数字を選んで下さい。

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

※解体工事については、建築面積をご記入いただくなくても結構です。

建設資材（新材を含む全体の利用状況）					左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい）↓							再生資源
分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第一位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*7	施工条件 内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所※	住所コード *4	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B) 小数点第一位まで (注1)	利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン							トン	%
				トン							トン	%
	合 計			トン							トン	%
	コンクリート 及び鉄から 成る建設資 材			トン							トン	%
				トン							トン	%
	合 計			トン							トン	%
	木 材			トン							トン	%
				トン							トン	%
	合 計			トン							トン	%
	アスファルト 混合物			トン							トン	%
			トン							トン	%	
合 計			トン							トン	%	
その他の建設資材	土 砂			締めm ³							締めm ³	%
				締めm ³							締めm ³	%
	合 計			締めm ³							締めm ³	%
	砕 石			m ³							m ³	%
				m ³							m ³	%
	合 計			m ³							m ³	%
	塩化ビニル管 ・継手			kg							kg	%
				kg							kg	%
	合 計			kg							kg	%
	石膏ボード			トン							トン	%
			トン							トン	%	
合 計			トン							トン	%	
その他の 建設資材			トン							トン	%	
			トン							トン	%	
合 計			トン							トン	%	

- コード*5
コンクリートについて
1.生コン(バースン骨材)
2.再生生コン(Co再生骨材M)
3.再生生コン(Co再生骨材L)
4.再生生コン(その他のCo再生骨材)
5.無筋コンクリート二次製品
6.その他
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品 2.その他
- 木材について
1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード
- アスファルト混合物について
1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン 3.細粒度アスコン
4.開粒度アスコン 5.改質アスコン 6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他
- 土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥処理土 8.再生コンクリート砂 9.山砂、山土などの新材
(採取土、購入土)
- 砕石について
1.クラッシュラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.その他
4.単粒度砕石 5.ぐり石、割ぐり石、自然石 6.その他
- 塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管 2.その他
- 石膏ボードについて
1.石膏ボード 2.シーリング石膏ボード 3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他
- その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード*6
アスファルト混合物について
1.表層 2.基層 3.上層路盤 4.歩道 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
- 土砂について
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤 4.構造物等の表込材、埋戻し用 5.宅地造成用 6.水面埋立用 7.ほ場整備(農地整備) 8.その他(具体的に記入)
- 砕石について
1.舗装の下層路盤材 2.舗装の上層路盤材 3.構造物の表込材、基礎材 4.その他(具体的に記入)
- 塩化ビニル管・継手について
1.水道(配水)用 2.下水道用 3.ケール用 4.農業用 5.設備用 6.その他
- 石膏ボードについて
1.壁 2.天井 3.その他
- その他の建設資材について
(利用用途を具体的に記入して下さい)

- コード*7
再生資材の供給元について
1.現場内利用 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) 4.再資源化施設 5.土砂ストックヤード 6.その他

- コード*8
施工案件について
1.再生材の利用の指示あり 2.再生材の利用の指示なし

- コード*9
コンクリートについて
1.再生生コン(Co再生骨材H) 2.再生生コン(Co再生骨材M) 3.再生生コン(Co再生骨材L) 4.再生生コン(その他のCo再生骨材)
5.再生生コン(Co再生骨材以外の再生材) 6.再生無筋コンクリート二次製品 7.その他
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.再生有筋コンクリート二次製品 2.その他
- 木材について
1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード
- アスファルト混合物について
1.再生粗粒度アスコン 2.再生密粒度アスコン 3.再生細粒度アスコン
4.再生開粒度アスコン 5.再生改質アスコン 6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他
- 土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥処理土 8.再生コンクリート砂
- 砕石について
1.再生クラッシュラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい 4.その他
- 塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管 2.その他
- その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入して下さい。

裏面にもご記入下さい

様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要がありません。

建築工事中において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出実施

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。 ※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、書地までご記載願います。

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第一位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率		
		現場内利用		減量化		搬出先名称		区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件 の内容 コード * 12	搬出先場所住所※	住所コード			搬出先の種類 コード * 13	④現場外搬出量 小数点第一位まで	うち現場内改良分 小数点第一位まで	⑤再生資源 利用促進量 (注2)	②+③+⑤ ① (%)
		②利用量 コード * 10 小数点第一位まで	③現場内改良分 小数点第一位まで	④減量化量 コード * 11 小数点第一位まで	③減量化量 小数点第一位まで	千	百				十							
資材 廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間						km	トン	トン	トン	%	
	建設発生木材A (柱、梁、桁など木質材料が 廃棄物となったもの)	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間						km	トン		トン	%	
	アスファルト・ コンクリート塊	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間						km	トン	トン	トン	%	
	その他がれき類	トン				搬出先1	公共 民間						km	トン		トン	%	
	建設発生木材B (立木、幹材材などが廃棄 物となったもの)	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間						km	トン		トン	%	
	建設汚泥	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間						km	トン	トン	トン	%	
	金属くず	トン				搬出先1	公共 民間						km	トン		トン	%	
	廃塩化ビニル管・継手	kg				搬出先1	公共 民間						km	kg		kg	%	
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン				搬出先1	公共 民間						km	トン		トン	%	
	廃石膏ボード	トン				搬出先1	公共 民間						km	トン		トン	%	
	紙くず	トン				搬出先1	公共 民間						km	トン		トン	%	
	アスベスト (飛散性)	トン				搬出先1	公共 民間						km	トン		トン	%	
	その他の分別 された廃棄物	トン				搬出先1	公共 民間						km	トン		トン	%	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン				搬出先1	公共 民間						km	トン		トン	%	
	建設発生土	第一種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間						km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
		第二種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間						km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第三種 建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間						km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
第四種 建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間						km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間						km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
合 計		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先2	公共 民間						km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
														地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13(詳細は「表11」参照のこと)
【建設廃棄物の場合】
1.売却 2.他の工事現場 3.他の工事現場(海面)
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サマルリサイクル)
7.中間処理施設(単焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10.その他の処分

【建設発生土の場合】
1.売却 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面)
4.土質改良プラント(再利用先工事が決定) 5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.ストックヤード(再利用先工事が決定) 7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.工事予定地 9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12.建設発生土受入地(公共事業の土捨て場) 13.建設発生土受入地(農地受入)
14.建設発生土受入地(民間土捨て場・残土処分場)

注2:再生資源利用促進率について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1.～6.の合計
【建設発生土の場合】
1.～6.の合計

(18 条関係様式)

再 資 源 化 等 報 告 書

令和 年 月 日

(発注者)

様

(郵便番号 —)
氏 名
住 所 印
電話番号 — —

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料)

- ☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの) 様式 1
☐ 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの) 様式 2

(12 条関係様式)

法第 12 条第 1 項に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

様

(郵便番号 ー)

住 所

氏 名

印

電話番号

ー

ー

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について、次のとおり説明します。

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）

☐別表 1（建築物に係る解体工事）☐別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））☐別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料

☐工程表

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()		
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他 ()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 ()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()		
	搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()		
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量 の見込み(全工事)並びに特定建設 資材が使用される工作物の部分(新 築・維持・修繕工事のみ)及び特定 建設資材廃棄物の発生が見込まれる 工作物の部分(維持・修繕・解体工 事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見 込まれる部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

第4号様式（第14条の2第5項）

監視機器・測定機器報告書

- 1 件名：
2 場所： 請負者名 印
3 履行期間：
4 監視機器・測定機器の内訳

[illegible]

大網第一号幹線污水管渠更生工事

数 量 計 算 書

大網白里市 大竹 地内

数 量 総 括 表

事 業 区 分	下水道						
工 種	種 別	細 別	規格・寸法	単位	数 量	設計数量	摘 要
管 き ょ 更 生 工							
	管きょ内被覆工	更生材料		式	1	1	
		製管工		式	1	1	
		仕上げ工		式	1	1	
		マンホール底部改造工		式	1	1	
		仮設備工		式	1	1	
		機械器具損料		式	1	1	
	換 気 工	換気設備		式	1	1	
管 き ょ 洗 浄 工							
	管きょ洗浄工	管きょ洗浄		式	1	1	
仮 設 工							
	水 替 工	水替工		式	1	1	
	交 通 整 理 工	交通誘導警備員		式	1	1	
準 備 工							
	既設管調査工	既設本管調査工		式	1	1	

管きょ内被覆工集計表

名 称	規 格 ・ 寸 法	単位	数 量	設計数量	摘 要
更 生 管 材					
更 生 管 材	既設管φ700用	m	3,333	3,333	
製 管 工					
製 管 工		m	98.9	98.9	管渠延長
更生材接続工		箇所	8.7	9	
間詰材注入工					
注入口取付工		スパン	1.0	1	
浮上防止工		m	98.9	98.9	管渠延長
注 入 工		m3	4.0	4	
浮上防止用 チェーン		セット	19.8	20	$98.86 \div 5 = 19.772$
仕 上 げ 工					
本管口仕上工		箇所	2.0	2	1スパン2箇所
マンホール底部改 造 工					
Co 取 壊 し		m3	0.1	0.1	
Co 殻 処 分 工		m3	0.1	0.1	
インバートコンク リ ー ト 工		箇所	0.1	0.1	
仮 排 水 工	インバート復旧時	箇所	1.0	1	1日当たり2箇所
仮 設 備 工					
製管設備設置工		回	7	7	
製管機搬入組 立 工		回	1	1	1スパンにつき1回
製管巻出し工		回	1	1	1スパンにつき1回
製管機分解搬 入 工		回	1	1	1スパンにつき1回
製管設備撤去工		回	7	7	

更生管材数量表

[illegible]

マンホール底部改造工数量表

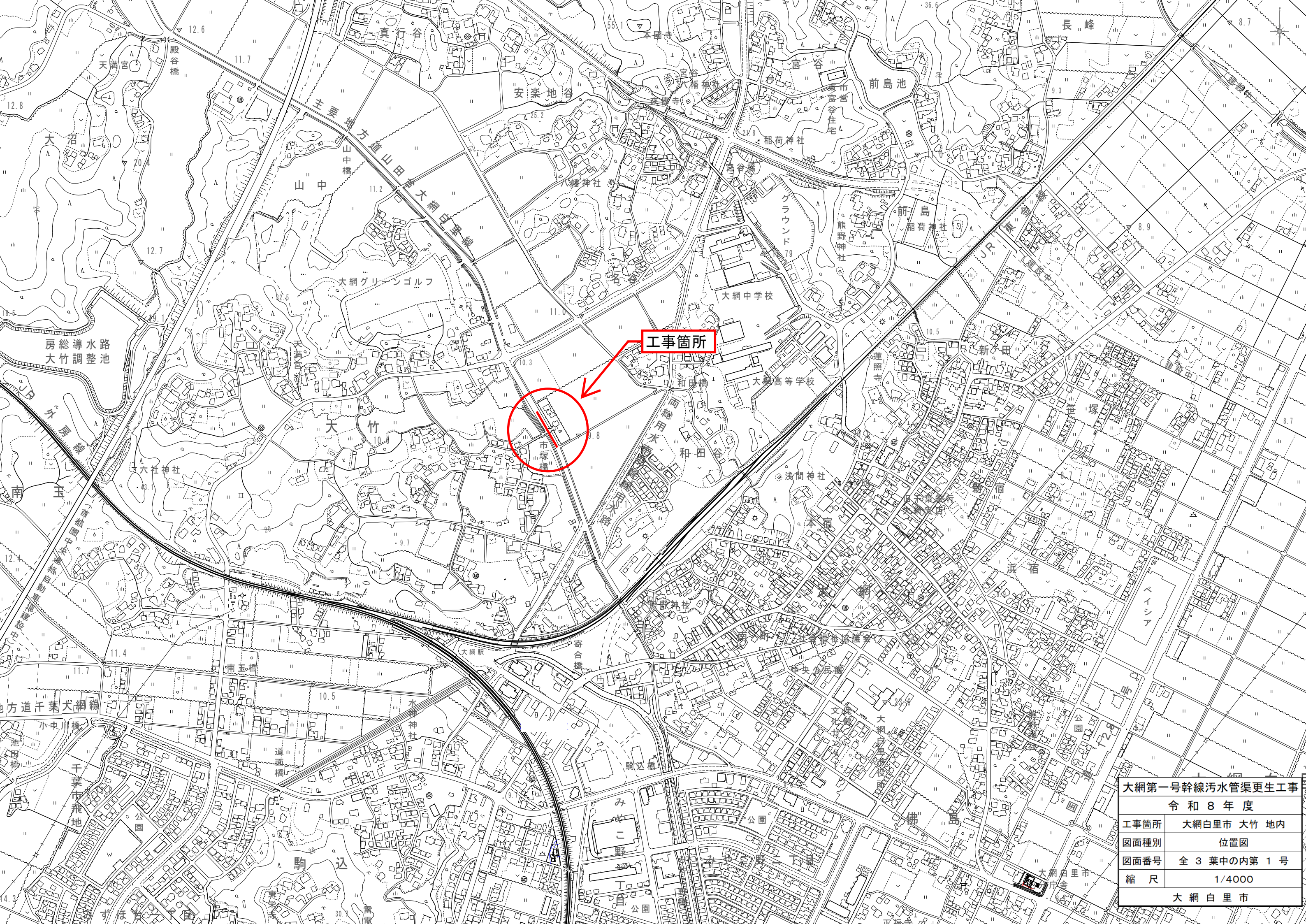
[illegible]

仮設備工数量表

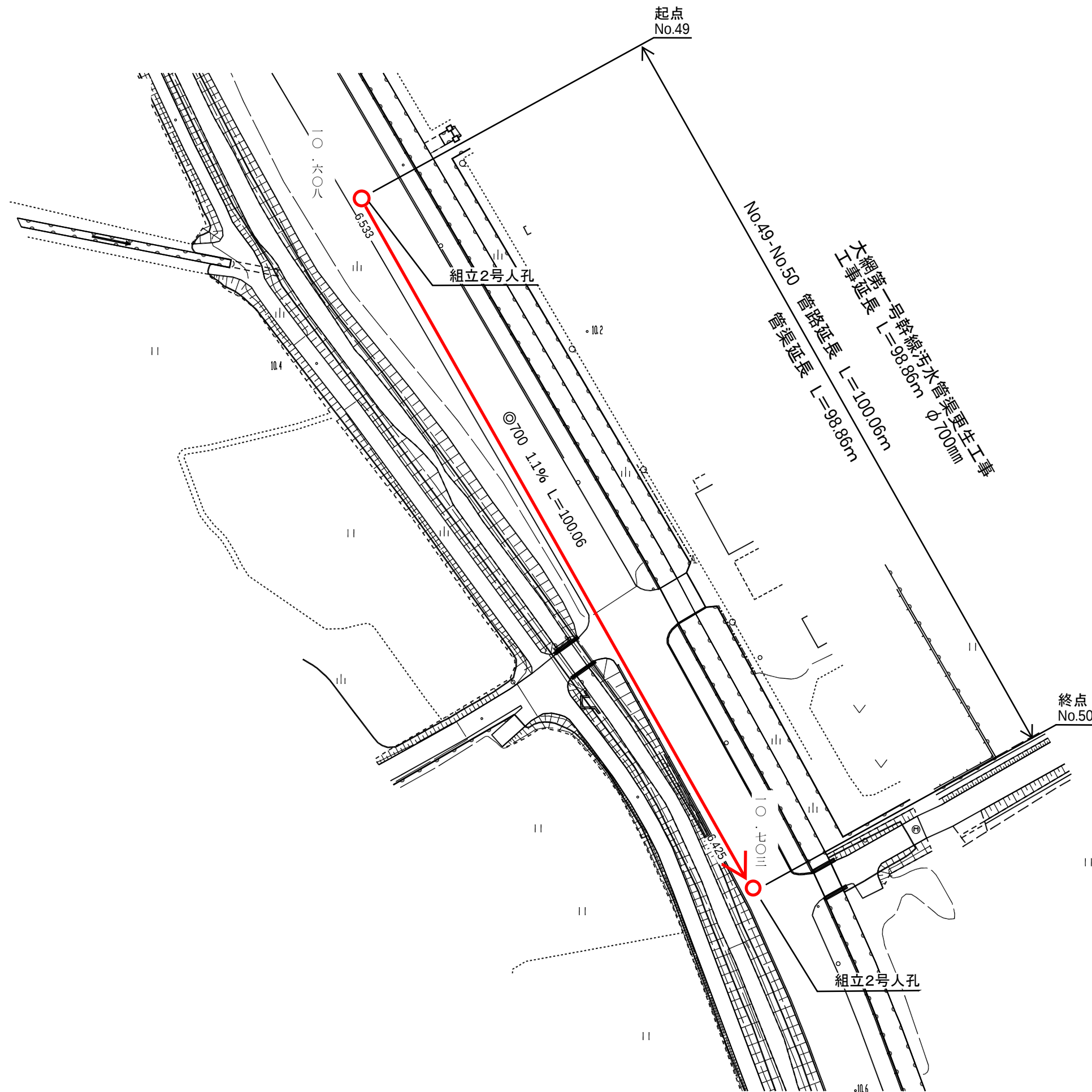
[illegible]

既設管調査工数量表

[illegible]

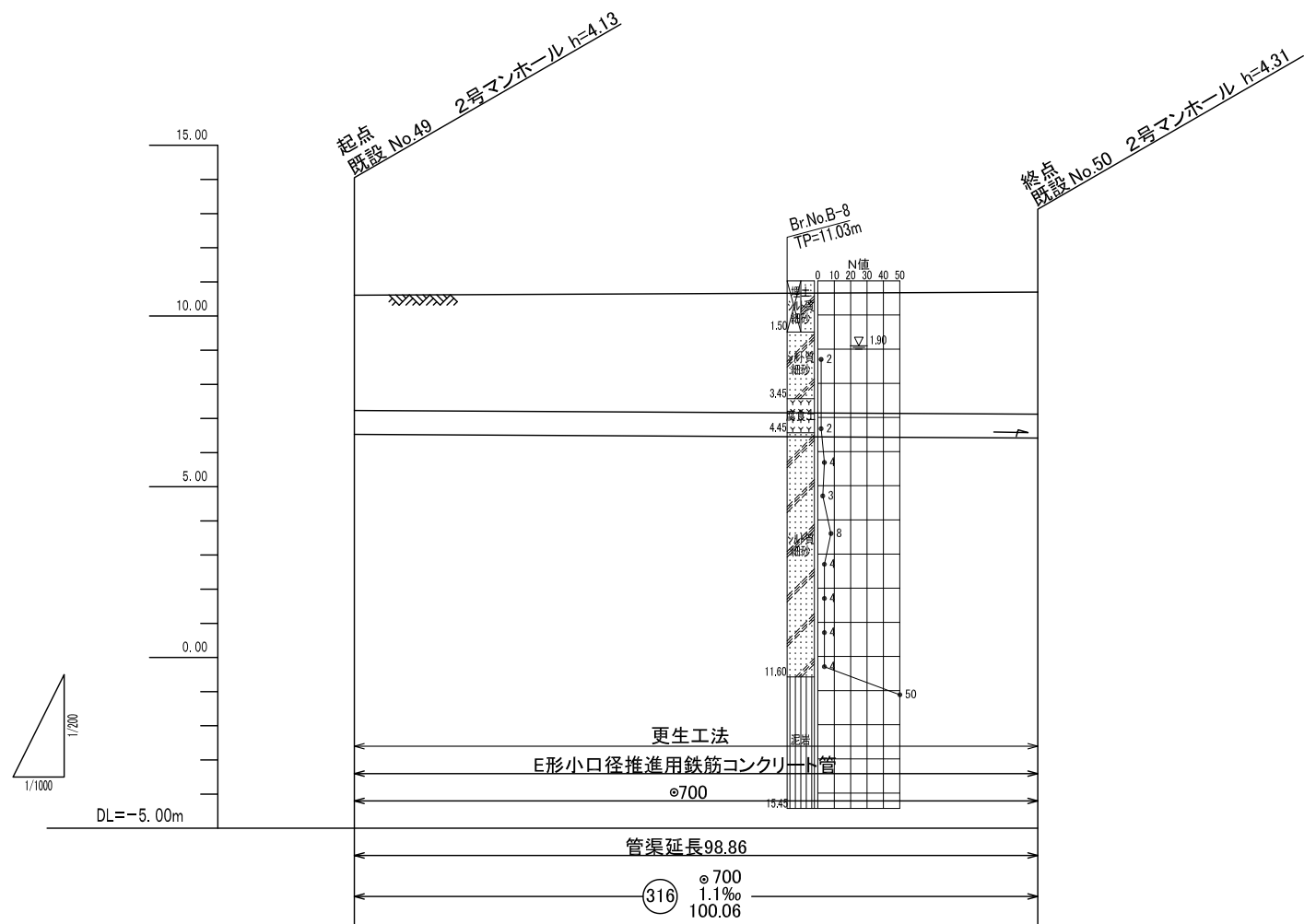


大網第一号幹線污水管渠更生工事	
令和 8 年 度	
工事箇所	大網白里市 大竹 地内
図面種別	位置図
図面番号	全 3 葉中の内第 1 号
縮 尺	1/4000
大 網 白 里 市	



大網第一号幹線汚水管渠更生工事	
令和8年度	
工事箇所	大網白里市 大竹 地内
図面種別	平面図
図面番号	全 3 葉中の内第 2 号
縮 尺	1/500
大 網 白 里 市	

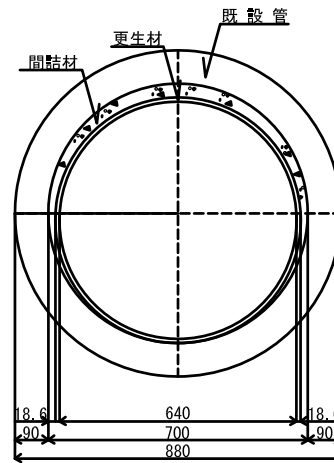
縦断面図 縮尺 横1:500 縦1:100



地盤高	10.61	10.70
土被り	3.29	3.49
管底高	6.533	6.425
掘削深	—	—
追加距離	0.00	100.06
単距離	0.00	100.06

標準断面図（参考）

既設管φ700mm/更生管φ640mm



大網第一号幹線污水管渠更生工事	
令和8年度	
工事箇所	大網白里市 大竹 地内
図面種別	縦断面図・参考図
図面番号	全 3 葉中の内第 3 号
縮 尺	図示
大 網 白 里 市	